

2015年6月

プロプレス錠を服用されている患者様へ

高血圧症治療剤プロプレス錠に関する厚生労働省からの処分について

既にマスコミ報道などでご存知の方もおられると思いますが、弊社はこのたび、弊社の高血圧症治療剤プロプレス錠につきまして、2006年および2010年に作成した2種類の医療関係者向けの広告で用いた表現が、誤解を与えると判断され、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で禁止されている誇大広告に該当するとして、厚生労働省より業務改善命令を受領しました。

今回、厚生労働省より受けた業務改善命令は、広告の表現が不適切であったことに対する処分であり、プロプレスの高血圧症に対する有効性や安全性はこれまでと変わりはありません。皆様方に大変なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

ご自身の判断でお薬の服用を中止せず、ご不安な点につきましては、主治医の先生にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

武田薬品工業株式会社

【本件に関するお問い合わせ先】

武田薬品工業株式会社

くすり相談室

フリーダイヤル 0120-566-587